

神奈川県青少年保護育成条例の歩み

1 発端

昭和29年2月10日に神奈川県議会議員八木邦継氏は、青少年の健全な育成を図るために青少年保護育成条例の早急な制定を要望して、神奈川県議会議長に次のような趣旨の意見書を提出した。

- (1) 港や基地をかかえた本県は、青少年を正しく、明るく守り育てるために、社会の悪環境を調整し、青少年の健全な育成を阻害する行為を制限又は禁止する必要がある。
- (2) それは、地方自治法第2条の規定からいって地方公共団体の責務である。
- (3) したがって、神奈川県議会は、不良文化財、射幸心誘発行為等を規制し、保護者の監護義務を明確に規定した青少年保護育成条例を速やかに制定すべきである。

2 条例案の審議と成立

この意見書を、地方制度改革等の問題を調査研究するために設けられていた県政調査会特別部会が取り上げて研究することになり、6か月間の期間を要して条例案が作成された。この間において、各部員独自の研究はもちろん、学識経験者から意見を聴取するほか、部員が他県に出張し、条例制定までの経緯や、条例施行後の状況をつぶさに調査する等真剣な検討が行われた。

その立案は、特別部会の部長から議会事務局に命ぜられた。

条例案は、更に県政調査会治安・衛生・民生・文教の各部会によって検討された結果、各部会とも提案に異議なしとの結論が出され、同特別部会部員全員（16人）による提案とし、本会議に上程され民生常任委員会に付託の後、閉会中も審議が続行された。

民生常任委員会においては、専門的立場から数次にわたり審議が行われ、また県政調査会治安・衛生・民生・文教の連合部会においても激しい論議がたたかわされたが、結局各部会において再検討し、その結果が民生常任委員会に提出され、これらの意見を中心にして更に審議が行われた結果、若干の修正を加えて神奈川県青少年保護育成条例案は民生常任委員会で承認し、本会議に上程することに決定された。

昭和29年12月13日午後2時45分に開かれた本会議において、民生常任委員長が審査結果を報告の後、採決の結果、全員起立をもって委員長報告どおり可決し、神奈川県青少年保護育成条例が成立し、昭和30年1月4日に公布され、即日施行された（一部は公布の日から起算して60日を経過した日から施行）。

3 主な改正の概要

	年	主だった内容	社会的背景など
1	1955 年(昭和 30 年)	条例制定	
2	1956 年(昭和 31 年)	両罰規定の追加	
3	1957 年(昭和 32 年)		
4	1958 年(昭和 33 年)	指定飲食店(指定されると青少年を立ち入らせられない)	青少年に有害な飲食店(深夜飲食店など)の増加
5	1959 年(昭和 34 年)	有害広告物の制限(知事による撤去等命令可)	映画・演劇等のうち有害な広告(性や暴力を刺激的に取り扱う広告等)の傾向が強まる
6	1960 年(昭和 35 年)		
7	1961 年(昭和 36 年)		
8	1962 年(昭和 37 年)		
9	1963 年(昭和 38 年)		
10	1964 年(昭和 39 年)		
11	1965 年(昭和 40 年)		
12	1966 年(昭和 41 年)		
13	1967 年(昭和 42 年)		
14	1968 年(昭和 43 年)	入れ墨の禁止	
15	1969 年(昭和 44 年)	有害薬品類等の販売等の禁止	シンナー・接着剤等乱用少年の増加
16	1970 年(昭和 45 年)		
17	1971 年(昭和 46 年)		
18	1972 年(昭和 47 年)		
19	1973 年(昭和 48 年)		
20	1974 年(昭和 49 年)		
21	1975 年(昭和 50 年)		
22	1976 年(昭和 51 年)		
23	1977 年(昭和 52 年)		
24	1978 年(昭和 53 年)	・淫行・わいせつ行為の禁止 → みだらな性行為、わいせつな行為の禁止(淫行・わいせつ行為の禁止の構成要件を明確にし罰則規定を追加。) ・上記に係る場所の提供等の禁止	少女売春など青少年の性に関する非行の氾濫
25	1979 年(昭和 54 年)		
26	1980 年(昭和 55 年)		
27	1981 年(昭和 56 年)		
28	1982 年(昭和 57 年)		
29	1983 年(昭和 58 年)		
30	1984 年(昭和 59 年)	風営法に整合させる改正	風営法改正
31	1985 年(昭和 60 年)		
32	1986 年(昭和 61 年)		
33	1987 年(昭和 62 年)		
34	1988 年(昭和 63 年)		
35	1989 年(昭和64年、平成元年)	「図書類」にビデオテープ追加	ビデオテープの急速な普及やビデオレンタル店の増加
36	1990 年(平成 2 年)		
37	1991 年(平成 3 年)		
38	1992 年(平成 4 年)		
39	1993 年(平成 5 年)		
40	1994 年(平成 6 年)		
41	1995 年(平成 7 年)		
42	1996 年(平成 8 年)	・テレホンクラブ等営業所の届出 ・「図書類」にフロッピーディスク、CDROMを追加 ・有害図書類の指定及び販売等の禁止(包括指定制度の導入)、有害図書類・有害がん具類の収納禁止(自動販売機への収納) ・有害広告文書の制限(ピンクチラシの個別頒布の禁止)	テレホンクラブ等営業の増加に伴う青少年の性的被害の増加、有害図書類の氾濫、CDROMなどの新種媒体の登場・収納する自販機の増加、アダルトビデオの通信販売用のチラシ(ピンクチラシ)投げ込みの増加
43	1997 年(平成 9 年)		

	年	主だった内容	社会的背景など
44	1998年(平成10年)		
45	1999年(平成11年)		
46	2000年(平成12年)		
47	2001年(平成13年)	風営法に整合させる改正	風営法改正
48	2002年(平成14年)		
49	2003年(平成15年)		
50	2004年(平成16年)		
51	2005年(平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 深夜営業を行う施設への立入の制限等(深夜営業を行う施設はカラオケボックス・インターネットカフェ等) 着用済み下着等の買受等の禁止 インターネット上の情報に係る努力義務等(有害情報閲覧防止に係る保護者の努力義務) 	深夜外出中の青少年が犯罪被害に遭うケースの多発、いわゆる「ブルセラ」と称される下着等の買い取り業者の出現に伴う青少年の性的被害の増加、インターネットなどの情報機器の急速な普及とともに家庭等での通信機器を介した有害情報との接触機会の増大
52	2006年(平成18年)		
53	2007年(平成19年)		
54	2008年(平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> 団体表示図書類の販売等に係る努力義務等(家庭用ゲームについて、業界団体が粗暴性・残虐性により青少年に不相当であると審査したソフトを青少年へ販売しない努力義務) 店舗型異性紹介営業の届出 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年に粗暴性、残虐性を有する家庭用ゲームソフト「グラウンド・セフト・オートIII」を有害図書類として個別指定したが、大量に出回るゲームソフトに対して、個別指定に加え包括的な対応が求められる。 「出会い喫茶」(料金を支払った男性客が店内にいる女性を指名し、会話した上で合意すれば店外に連れ出せるシステム)を利用した児童買春等の事件が全国的に発生。
55	2009年(平成21年)		
56	2010年(平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> 条例の全面改正(章立てて再編成) 青少年の定義の年齢引き下げ、図書類定義への電磁的記録媒体の追加、有害図書類の指定基準に自殺の誘発等を追加、「保護者同伴でも原則深夜外出は禁止」を規定、風営法等の規制を免れる新たな営業(JKビジネス)の規制、青少年のインターネットを適切に利用できる能力の育成に係る保護者の努力義務、青少年指導員に係る規定の追加 	<ul style="list-style-type: none"> 制定から60年弱経過し、制定時と比べ社会環境が大きく変化 2008年(平成20年)県議会決議「青少年を健やかに守り育てる社会を目指す決議」 2009年(平成21年)度に条例見直し実施 2009年(平成21年)青少年インターネット環境整備法制定
57	2011年(平成23年)		
58	2012年(平成24年)		
59	2013年(平成25年)		
60	2014年(平成26年)		
61	2015年(平成27年)	風営法に整合させる改正	風営法改正
62	2016年(平成28年)	行政不服審査法に整合させる改正	行政不服審査法改正
63	2017年(平成29年)	青少年インターネット環境整備法に整合させる改正	青少年インターネット環境整備法改正
64	2018年(平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> 有害役務提供営業を営む者の禁止行為、勧誘行為の禁止、青少年の立入禁止表示等、従業者名簿 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年(平成28年)度に条例見直し実施 JKビジネスの新形態(無店舗型の営業)への対応が求められる。
65	2019年(平成31年、令和元年)	児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止	インターネットを通じて青少年が言葉巧みにだまされたり、脅かされたりして、自分の下着姿や裸を撮影させられた上、メールやSNS等で送信させられる、いわゆる「自撮り被害」の増加
66	2020年(令和2年)	児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止(罰則)	
67	2021年(令和3年)		(2021年(令和3年)度に条例見直し実施予定)